

離婚後の共同親権導入が医療に与える影響について

2023.1.26. 種部恭子

現在、法制審議会の家族法制改正の中間試案に対するパブコメが募集されています(募集期間2022.12.6.～2023.2.18.)。経緯の詳細は省きますが、離婚後の共同親権について民法改正が検討されており(現行は単独親権)、対立する案が提示されています。

- 甲案(民法改正): 父母の共同親権にする合意がなくても、双方に共同親権を与える。
- 乙案(現状維持): 父母の一方に親権を与えて、もう一方の父母との話し合いは自由。

離婚後の養育費不払いをなくしてほしいという同居親側の主張や、面会交流をさせてほしいという別居親側の主張から、共同親権の導入検討を求める意見が上がっている一方、DV で離婚した親からは離婚後も支配が続くことや居場所を突き止められることへの恐怖から共同親権に強く反対する意見が上がっています。

しかし、これらの当事者間の葛藤とは別に、共同親権が導入された場合、医療同意について、重大な問題が発生します。

親権とは？

重要事項決定権だけでなく、扶養義務や監護権などが含まれます。

親権	婚姻中	非婚(離婚または非嫡出子)
①扶養義務(子を扶養する義務)	父母双方が負う	
②特別養子縁組(父母関係の消滅)	父母双方の同意が必要	
③-A 狭義の親権(重要事項決定権)	父母の共同親権	父母いずれかの単独親権
③-B 監護権(同居、日常の世話)	父母の共同親権	子の利益を基準に父母の協議・裁判所決定

元々、①の扶養義務は父母双方にあり、現行法でも「共同親権」です。養育費不払いは現行の扶養義務の不履行に該当するため、法改正により強制的に共同親権にしても解決する問題ではありません。

また、面会交流は③-B の監護権の行使であり、現行法では子の利益を基準に協議や裁判所の決定で行うため、共同親権とは関係がありません。

改正が議論されている共同親権は③-A の重要事項決定権であり、養育費や面会交流とは関係がありません。

甲案(離婚後の共同親権を定める)が導入された場合

離婚後、父母が不仲で話し合いができない関係にある場合、医療や進学などの決定が遅れ子どもの利益を害する危険があります。

	単独親権(現行法)	共同親権(中間試案甲案)
離婚後の状況	話し合いは自由 同居親が重要事項を決定	別居親の同意が必要 意見対立の場合、裁判所
良好協力関係にある	親権がどうあれ、話し合いで決定	
別居親が音信不通	親権行使に課題はない	親権行使できない
離婚し不仲な場合	親権行使に課題はない	重要事項を適時決定できない
DV・虐待があった場合	親権行使に課題はない	親権が暴力の手段になる

甲案(離婚後の共同親権を定める)の、医療同意への影響

子どもの医療をめぐることは、離婚成立後・別居後も、同居親・別居親それぞれから医療同意を取得しなければいけなくなり、父母で意見が違えば裁判所が医療同意の決定することになります。

裁判所での協議には数ヶ月を要し、父母どちらかの意見に従って医療を行った場合、意見の異なる父母から不同意であることについて損害賠償請求が起こされる可能性があります。

2022年11月、離婚成立前で別居中(子への接近禁止中)の父の同意を得ずに手術を行ったとして医療機関を訴える裁判があり、医療機関が敗訴しました。

離婚前は元々共同親権のため別居していても父に重要事項決定権があったとされた判決でしたが、離婚後に共同親権が導入されれば、未成年の子への医療行為はすべて別居親の同意も得なければいけなくなり、同意を得るための手間、安全確保義務の責任、裁判所判断まで数ヶ月間医療行為ができない、訴訟のリスクなど、医療機関にとっては相当負荷が大きくなると考えます。

パブリックコメントを提出するのみならず、法制審議会や与党への要望提出などが必要ではないでしょうか。

法制審議会家族法制部会第20回会議(R4.11.15)中間試案の最終審議 会議資料

https://www.moj.go.jp/shingi/shingi04900001_00166.html

家族法制の見直しに関する中間試案への意見募集(パブコメ要綱および中間試案を含む関連説明資料)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080284&Mode=0>

中間試案

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000244684>

日本乳幼児精神保健学会「離婚後の子どもの養育の在り方についての声明」

https://japan-aimh.smartcore.jp/C21/view_news/QjJBPQ==

法制審議会における上記学会声明に関する渡辺久子参考人資料

<https://www.moj.go.jp/content/001387711.pdf>

娘への手術、面会禁止された父親の同意なしは違法 大津地裁判決

社会 | 速報 | 事件・事故・裁判 | 滋賀

毎日新聞 | 2022/11/17 05:45 (最終更新 11/17 05:45) English version 487文字



大津地裁、大津家裁、大津簡裁が入る庁舎＝戸上文恵撮影

家裁に面会を禁止された3歳の娘が手術を受ける際に説明や同意がなかったとして、父親が滋賀医科大を相手取り、慰謝料190万円の支払いを求めた裁判で、大津地裁（瀬戸茂峰裁判官）は16日、手術前に父親への説明や同意を得なかったのは違法だとして同医大に5万円の支払いを命じた。

判決によると、2019年7月、当時3歳だった娘は同医大付属病院で肺の動脈弁をバルーンで拡張する手術を受けた。父親は娘の誕生後間もなく別居状態となり、母親は手術前、病院に大津家裁が父親に娘との面会を禁じたと伝えていた。これを受け、病院は父親への説明・同意を経ずに手術した。その後、両親の離婚が成立して母親が親権を持ったが、父親は手術時には自分にも親権があったのに手術の説明がなく精神的苦痛を受けたなどとして提訴した。

判決は、未成年者の手術は両親権者が共同で同意するのが原則だと指摘。家裁の決定は「父親の親権としての同意権を奪い母親に委ねたものではない」として、病院が父親への説明・同意を経ず手術したことは違法だと認定した。

同医大は「判決文が届いていないため、コメントは差し控える」としている。【菅健吾】

